

皆さんの保険税が国保をささえています！

保険税は、国保加入者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費にあてられる貴重な財源です。この保険税が不足すると、わたしたちは国保から十分な給付が受けられなくなり、医療費の負担も大きくなってしまいます。ですから、国保が健全に運営されるためには、皆さんのご協力が必要です。

保険税のしくみが変わりました！

介護問題を国民全体で支える「介護保険制度」の開始にともない、保険税のしくみが変わりました。40歳以上の方は、生活保護を受けている人などを除いて、介護保険に加入することになります。そのため、国保の保険税(医療分)に介護保険の保険料(介護分)も合わせて納めることになりました。

平成12年度から国保税の納期が7月から平成13年2月まで、毎月納期の8期に変わりましたのでご注意願います。

「40歳未満の人」の保険税

介護保険の被保険者ではありません

介護保険には40歳に達した月から加入することになりますので、40歳未満の人は、介護保険分は課税されません。ですから、納めるのは、国保の保険税(医療分)のみとなります。

■決め方

次の4つの項目をもとに算定し、それらを組み合わせて保険税額が決まります。

- 所得割 …… 世帯の所得に応じて計算
- 資産割 …… 世帯の資産に応じて計算
- 均等割 …… 世帯の加入者数に応じて計算
- 平等割 …… 一世帯にいくらと計算

■納め方

国保の保険税(医療分)のみを納期内に納めます。

「40歳以上65歳未満の人」の保険税

40歳以上65歳未満の人は介護保険の第2号被保険者になります。この第2号被保険者は、国保の保険税(医療分)に介護保険の保険料(介護分)を合わせた形で納めます。

■決め方

次の4つの項目に応じて医療分と介護分をそれぞれ算定し、それらをプラスした額が保険税額となります。

- 所得割 ○資産割 ○均等割 ○平等割

■納め方

国保の保険税(医療分)と介護保険の保険料(介護分)を納期内に納めます。

「65歳以上の人」の保険税

65歳以上の人は介護保険の第1号被保険者となります。国保の保険税(医療分)のみを保険税として納め、介護保険料(介護分)は国保の保険税と別に納めます。介護保険料として、原則、年金から差し引かれます。

■決め方

40歳未満の人と同様、次の4つの項目をもとに算定し、それらを組み合わせて保険税額が決まります。

- 所得割 ○資産割 ○均等割 ○平等割

■納め方

国保の保険税(医療分)のみを保険税として納めます。

介護保険料は、国保の保険税とは別に年金からの天引きとなります。金額については、広報つる4月号の8～10ページをご参照ください。

介護保険料については

年金の額によって納め方が違います

○年金が年額18万円以上の人

年金の定額支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

○年金が年額18万円未満の人

国保税とは別の納付書によって納めます。
(平成12年度の納期は、11月と平成13年1月の2期です。)

介護保険料の特別対策

65歳以上の方の介護保険料は、平成12年4月分から平成12年9月分までは徴収せず、その後、平成12年10月から平成13年9月までは半額に軽減されます。